議案第１０５号

大牟田市企業局附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市企業局附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 ６ 年 ２ 月２２日提出

大牟田市長　　関　　好　孝

大牟田市企業局附属機関設置条例の一部を改正する条例

大牟田市企業局附属機関設置条例（平成２５年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

別表大牟田市企業局公共事業評価委員会の項中「及び厚生労働省」を削る。

付　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。